

○興雲閣の設置及び管理に関する条例

平成27年3月25日

松江市条例第20号

(設置)

第1条 歴史的建造物と本市の近代化に対する理解を広め、もって文化及び観光の振興に寄与することを目的として、興雲閣を設置する。

(名称及び位置)

第2条 興雲閣の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----|------------|
| 興雲閣 | 松江市殿町1番地59 |

(指定管理者による管理)

第3条 興雲閣の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 興雲閣の維持管理に関すること。
- (2) 興雲閣の公開に関すること。
- (3) 興雲閣の使用の許可に関すること。
- (4) 興雲閣の利用促進を目的とする各種催しの企画及び実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が興雲閣の管理運営上必要と認めること。

(供用日)

第5条 興雲閣は、年中これを公開し、利用に供するものとする。ただし、指定管理者は特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(供用時間)

第6条 興雲閣の供用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 4月1日から9月30日まで 午前8時30分から午後6時30分まで

(2) 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時30分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(遵守事項)

第7条 興雲閣に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 興雲閣を損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 興雲閣内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物を持ち込まないこと。

(5) 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

(6) 許可なく貼紙その他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、興雲閣の管理上必要な指示に従うこと。

2 指定管理者は、前項に違反する行為をした者に対して退去を命ずることができる。

(入館料)

第8条 興雲閣の入館料は、無料とする。

(使用の許可)

第9条 興雲閣を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、興雲閣の管理上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、興雲閣の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 興雲閣を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、興雲閣の管理上支障となるおそれがあると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、興雲閣の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、又は興雲閣の管理上特に必要があるときは、使用の許可を取消し、又は使用の許可に付した条件を変更し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(目的外使用の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に興雲閣を使用し、若しくは使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用を取り消されたときは、直ちに興雲閣を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(使用料)

第14条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可のときに徴収する。ただし、国又は地方公共団体は、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、興雲閣の利用促進のため必要があると認めるときは、使用料を減額することができるほか、公益上その他特別の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により興雲閣を破損し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第18条 第3条の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第4条各号に掲げる興雲閣の管理に係る事務を行うものとする。

2 前項の規定により市長が興雲閣の管理に係る業務を行う場合における第5条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、第5条及び第6条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは

「ときは」と、第7条第2項及び第9条から第11条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年10月3日から施行)

(準備行為)

2 興雲閣の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(松江市都市公園条例の一部改正)

3 松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表第1(第14条関係) 興雲閣使用料

| 室名 | 単位 | 使用料 |
|-------|--------|--------|
| 2階大広間 | 1時間につき | 2,083円 |

備考

- 1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
- 2 冷暖房装置を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3割相当額を加算する。
- 3 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割相当額を加算する。

- 4 営利を目的としないが、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場
合の使用料は、この表に定める使用料の5割相当額を加算する。
- 5 附属設備又は備品を使用する場合の使用料は、規則で定める。